

令和7年度第2回
国分寺市子ども・子育て会議
資料・議事録

国分寺市子ども家庭部

子ども若者計画課

令和7年度第2回国分寺市子ども・子育て会議

令和7年8月19日

国分寺市役所

第三委員会室

次 第

1 議事

- (1) 令和7年度特定教育・保育施設の定員の設定（確保方策）について
- (2) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和6年度実績）の評価について

2 その他

次回の会議の開催日程等について

■ 配付資料

諮問書（諮問第2号）（当日配付）

7-2-1 令和7年度 特定教育・保育施設の定員の設定（確保方策）について

令和7年度 特定教育・保育施設の定員の設定（確保方策）について （認証保育所の認可保育所への移行）

保育所の待機児童解消と入所児童のより良い保育環境を確保するため、市は、次のような認可保育所の整備を進めています。

1 これまでの待機児童解消施策について

市の待機児童解消施策は、「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画（平成23年9月策定）」、「国分寺市子ども・子育て支援事業計画（国分寺市子育て・子育ていきいき計画に包含。平成27年3月策定）」及び「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和2年3月策定）」に基づき、実施してきました。なお、令和7年4月1日時点の待機児童は9人です。

2 定員の設定（確保方策）について

令和7年度の教育・保育の確保方策については、令和7年2月に策定した「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画」に基づき、認証保育所を認可保育所に移行することにより認可保育所の定員拡充を図ります。

3 認証保育所の認可保育所への移行について

令和7年度認証保育所の認可保育所移行事業者募集要項に基づき、事業者募集を行い、国分寺市民設民営保育所設置事業者等選定委員会により、財務審査、保育審査を実施し、移行事業者を決定しました。

○まなびの森 保育園国分寺プチ・クレイシュ（法人名：株式会社こどもの森）

施設所在地	国分寺市本町三丁目11番1号 第8千代鶴ビル3階（国分寺駅徒歩3分）							
定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
	現定員	3人	10人	8人	7人	12人		40人
	新定員	0人	8人	8人	8人	8人	8人	40人
開所予定日	令和8年4月1日							
備考	既存施設を改修して認可保育所に移行する。							
地図 施設 外観写真	 							

地図は、<https://maps.gsi.go.jp/vector/#7/36.104611/140.084556/&ls=vstd&disp=1&d=1>をもとに国分寺市が作成

令和7年度第2回国分寺市子ども・子育て会議

日 時：令和7年8月19日（火） 午後6時30分～

場 所：国分寺市役所 第三委員会室

出席者（敬称略）

委 員	貝貫亘、矢山浩輔、井上雅之、田嶋大樹（副会長）、倉本恵美、関口幹雄、高橋順子 （オンライン）川喜田昌代（会長）、山口隆行、殿下順子、原弘和
事 務 局	石丸明子、千葉昌恵、桑野正樹、山元めぐみ、坂本岳人、前田典人 山田憲晴、帆足隆一、末永理彩

会 長	本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻になりましたので、会議を始めます。会議を開催するに当たり、事務局から委員の出欠状況をお知らせください。
事 務 局	現在、対面での出席委員が7名、オンラインでの出席委員が4名で計11名の委員が出席いただいております。 つきましては、委員の過半数の出席がありますので、国分寺市子ども・子育て会議設置条例第7条第2項に基づき、国分寺市子ども・子育て会議が開催できることを確認しました。よろしくお願いします。
会 長	委員の出席確認ができましたので、これより令和7年度第2回国分寺市子ども・子育て会議を開催します。 本日、私がオンライン参加となりますので、対面出席の副会長に進行をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
副 会 長	それでは、ここから進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。まず、会議を始めるに当たり、事務局より配付資料の確認をお願いします。
事 務 局	配付資料の確認をさせていただきます。 今回の会議のために事前に郵送及びメールにて送付した会議資料等につきましては、開催通知、次第、資料7-2-1です。なお、資料番号については、各資料1枚目右上に表示しておりますので御確認ください。 また、第1回会議資料7-1-2なども御持参いただいているかと思います。この資料も使用しながら本日は御説明させていただきます。 なお、後ほど子ども家庭部長から副会長に議事（1）に係る諮問書を手交させていただきますが、その諮問書のコピーについても予め机の上に配付させていただきます。 資料の過不足等はありませんでしょうか。配付資料については以上です。 次に、会議開催に関する注意事項について、前回お伝えできなかったことを御説明いたします。まず、この会議は公開となっております。傍聴が可能であり、会議における発言は全て録音させていただきます。この録音をもとに議事

	録を作成いたしますので、御発言の際は必ずマイクをオンにいただき、マイクに確実に声が入るよう御注意ください。 議事録につきましては、作成後、皆様に内容を確認いただいた上で、ホームページやオープナーで公開する予定でございます。 本日は、Zoom からオンラインで参加されている委員の方もいらっしゃいます。オンライン参加の方で御質問や御意見等がございましたら、Zoom の挙手機能を御利用いただき、挙手をお願いいたします。 以上、会議開催に関する注意事項でございます。御協力のほど、よろしくお願いいたします。
副 会 長	円滑な会議運営のため、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。 それでは、議事に入ります。本日、議事が2件ありますが、議事（1）について、事務局より諮問書の手交があるとのことですので。よろしくお願いいたします。
事 務 局	諮問第2号、国分寺市子ども・子育て会議会長殿、国分寺市長丸山哲平。諮問書、国分寺市子ども・子育て会議設置条例（平成25年条例第55号）第3条の規定に基づき、次について諮問します。令和7年度特定教育・保育施設の定員の設定（確保方策）について、意見を求めます。 以上です。
副 会 長	諮問書の手交が終わりました。まずは、議事1「令和7年度特定教育・保育施設の定員の設定（確保方策）について」について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議事（1）の説明をさせていただきます。 資料の説明に入る前の前段のお話として、諮問書の下記に、「子ども・子育て支援法第31条に規定する特定教育・保育施設の定員を定めるに当たり、同条第2項の規定により意見を求めます。」とありますが、簡単にその趣旨を申し上げますと、保育所に入所できる定員のことを、利用定員といいます。この利用定員を決めるときは、こちらの子ども・子育て会議にご意見を聞く必要があるということになります。 また、ここに記載の「特定教育・保育施設」とは、施設型給付を受けるために、市町村から確認が行われた認定こども園や幼稚園、保育所などを言います。 この説明ですと非常に分かりづらいので、少し別の言い方をしますと、施設の運営等に係る費用の補助を受けるために、市の審査を受け、認められた保育所などになります。 それでは、今回の諮問に係る説明に入らせていただきます。 この度、市内にある認証保育所が認可保育所に移行することとなり、子ども・子育て会議に、お諮りするものでございます。 資料を基に御説明をさせていただければと存じます。資料7-2-1「令和7年度 特定教育・保育施設の定員の設定（確保方策）について」を御覧ください。 「1 これまでの待機児童解消施策について」に記載のとおり、市ではいきい

	き計画に基づき、待機児童の解消に努めてまいりました。 令和7年4月1日時点の待機児童は9名となっております。内訳は、1歳児7名、2歳児2名となっております。 更なる待機児童の解消に向けて、「2 定員の設定（確保方策）について」に記載のとおり、認証保育所を認可保育所に移行することにより認可保育所の定員拡充を図ってまいります。 認証保育所と認可保育所の違いを簡単に説明しますと認証保育所とは、待機児童や多様化する保育ニーズに対応するために、東京都独自の基準により設置を認証した保育所になります。 認可保育所とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をすべてクリアして、都道府県知事に認可された保育所となります。守らなければならない基準が厳しくなることもあり、施設に入る運営に係る補助金も増えることとなりますので、結果的に保育の質が向上につながるものと考えます。 「3 認証保育所の認可保育所への移行について」、移行する施設の詳細になります。 申し訳ございません。2点訂正がございます。1つ目は、国分寺プチ・クレイシュの前に、「まなびの森保育園」がつきます。正式名称は、「まなびの森保育園 国分寺プチ・クレイシュ」となります。 2つ目は、住所が、「国分寺市本町三丁目11番地1」となっておりますが「11番」となります。正式な住所は、「国分寺市本町三丁目11番1」です。申し訳ございませんでした。 説明に戻ります。場所につきましては、国分寺駅北口になります。定員については、運営法人が決めたものとなります。総定員は40人のままです。内訳がこのようなになった理由について御説明しますと、0歳児については、近年市内各施設で定員に空きが出ている背景から定員は0人となっております。 1歳児について、10人から8人となり、減員となっておりますが、今までの定員設定では、進級した際に、児童の受け入れができなくなりますので、受け入れができるような定員設定に変更となっております。 なお、保育室の面積的には、各年齢もう少し受け入れが可能となっておりますので、園の判断とはなりますが、定員の弾力的な運用として更なる児童の受け入れができる可能性はございます。 また、すでに入所している児童につきましては、本年の11月1日時点で入所していて、継続した入所を希望し、認可保育所への入所要件を満たしている場合には、来年4月以降も継続した入所を可能としています。 今回は、既存の認証保育所を認可保育所に移行することによって、定員拡充を図っていくという考えで、こちらの事業を進めて参ります。 説明は以上でございます。
--	---

副 会 長	事務局の説明が終わりました。ただいま事務局から説明のあった資料については諮問に関係するものですので、皆さんからの質疑や意見を受けて答申をすることとなります。 質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。
委 員	二点質問があります。まず一点目について、写真を見る限りでは、施設に園庭がないように見えますが、近隣に公園などはあるのでしょうか。認可保育所になる条件として、園庭があること、もしくは園庭の代替となる公園が近隣にあることが挙げられるかと思います。この点に関してはクリアされているのでしょうか。 二点目は、認証保育所から認可保育所に移行するに当たって、認証保育所と認可保育所では入所のルールなども変わってくるかと思います。先ほど、前からいたお子さんは要件を満たしている場合継続できると伺いましたが、継続できなくなることもあるのでしょうか。教えていただければと思います。
事 務 局	園庭に関しては、園から徒歩五分程度の場所に公園がありますので、こちらを代替の園庭として活用したいと考えています。 二点目の御質問につきましては、事前に施設から保護者の皆様に認可保育所へ移行することの丁寧な御説明をいただき、保護者の皆様には一定の御理解をいただいていると認識しています。また、継続して入所を希望される場合、認可保育所の入所要件を満たすよう施設から保護者の方へ案内していると聞いています。
委 員	認証保育所から認可保育所に移行するに当たって、定員自体は変わらないようですが、待機児童解消にはどのようにつながるのでしょうか。御説明いただければと思います。
事 務 局	まず、認証保育所から認可保育所への移行については、保護者の方々の認可保育所へのニーズが依然として強いため、市としてその要望に応えるべく対応していきたいと考えています。 また、認証保育所では施設と保護者の直接契約となっているため、市外の方も多く入所されています。認可保育所に移行すると、市が入所調整を行うため、市民の方が優先されることとなります。これにより、結果として待機児童の解消につながると考えています。
委 員	私は、遅くまで預かってくれて夜食がしっかりしてる認証保育所をあえて選んでいました。認可保育所に移ってからは、仕事帰りに迎えに行くと7時に間に合わないこともありました。認証保育所が減ると、同じようにあえて認証保育所に預けているという保護者の受け皿がなくなるのではないかと思います。保護者の方からはその点の要望などはなかったのでしょうか。
事 務 局	サービスの面において保護者の方のニーズが様々なことは認識しています。認証保育所から認可保育所への移行に当たっては、事業者が市にエントリーする前に、保護者に対して十分な説明を行い、理解を得るようお願いしています。そのため、保護者の方々には一定の説明がなされていると考えています。また、認

	可保育所に移行した場合でも延長保育が利用できます。8時を超えると難しいのですが、事業者には長時間保育のニーズがあることも伝えたいと思います。
副 会 長	それでは、特定教育・保育施設の定員の設定については、事務局から示された資料のとおり妥当であるとし、委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえ答申することといたします。答申書の文言については、委員の皆様から出された御意見等を踏まえて事務局がまとめたものを会長・副会長で確認し、本日付けでの答申とさせていただきたいと考えます。なお、市に提出した答申書については、電子メール等を活用し、事務局を通じて委員の皆様はその写しを共有させていただければと考えています。 委員の皆様よろしいでしょうか。 続いて議事（２）「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画令和６年度実績の評価について」に入ります。 第１回の会議では、第４章基本目標Ⅱ施策（３）まで終えましたので、本日は続きとして基本目標Ⅱ施策（４）から始めます。基本目標Ⅱが終わりましたら、基本目標Ⅲに進み、第５章に入る予定です。本日も 20 時 25 分までを目途にできる限り進めていきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。 まずは、基本目標Ⅱ・Ⅲの進行ですが、第１回会議の進行同様に、時間配分の目安としては、事務局からの説明を含めて１施策当たり 10 分程度を想定して進めたいと思っておりますが委員の皆さんよろしいでしょうか。 それでは、基本目標Ⅱ施策（４）について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	それでは資料 7-1-2 を使用して御説明いたします。50 ページをご覧ください。 まず、個別事業の実施状況は、令和 6 年度重点事業評価シートのとおりです。施策の方向性に係る実施状況について御説明します。 子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、通番 28「安全設備の設置」では、通学路点検等で要望のあった危険箇所に対して、区画線や街灯の設置及び修繕等を行い、安全な道路交通環境の整備を進めた。また、通番 29「交通安全運動市民のつどいの開催」では、市民のつどいを開催し、子どもが被害者となる交通事故が依然として多いことを周知し、交通マナー及びルールを説明した。加えて、子どもたち自身が交通事故に遭わないようにする取組として、通番 30「交通安全教室の開催」では、第一中学校及び第五中学校で交通安全教室を開催し、交通安全学習を実施した。 子どもたちが犯罪に遭わないよう、安全なまちづくりに向け、通番 31「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」では、自主防犯活動団体や、地域防犯パトロール協力事業者による防犯パトロール及び登下校時の防犯活動を推進するため、防犯講話や防犯まちづくり委員会での周知、防犯用品の支給、防災行政無線を利用した見守り放送を行った。また、防犯まちづくり委員会の活動として通学路を中心とした防犯まち歩きを実施した。通番 32

	「事件情報等の迅速な提供」では、警察からの情報提供に基づき不審者情報を配信し、防犯講話等でメール配信の登録方法等を記載したチラシを配付して事業周知を行った。通番 31 及び通番 32 を通して、子どもたちが犯罪に遭わないよう、安全なまちづくりの体制を確保した。 そのほか、子どもの遊び場・居場所となる公園等や、水や土など、子どもが触れる自然環境や生活環境が安全に保たれるように、通番 33「水質分析等調査」、通番 34「大気環境分析等調査」、通番 35「ダイオキシン類調査」、通番 36「放射能対策」の各事業で調査・分析を行い、子どもを取り巻く生活環境の安全性を確認した。 施策の進捗状況としては、順調に進んでいます。 基本目標Ⅱ施策（４）については以上です。
副 会 長	事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。
委 員	通番 30「交通安全教室の開催」について、対象は中学生だけなのでしょうか。市内の道は狭く、小学生の子どもを一人で自転車に乗せるのは怖いと感じます。子ども自身も事故の怖さがあまりわかっていないところもあると思います。中学生の交通事故が多いのかもしれませんが、小学生を対象とした交通安全教室があってもいいのではないかと思います。
事 務 局	本計画に記載されている事業としては中学生が対象となっています。小学生を対象とした交通安全教室が実施されているのかについては、所管課に確認して回答したいと思います。
委 員	他市では小学３年生、４年生になると、警察の方がいらっしゃって、校庭などで交通ルールについての学習や体験を行っているようです。国分寺市内でも同様のことを行っているように思いますので、小学生はそこで学ぶ機会があるのではないかと思います。
委 員	通番 28「安全設備の設置」に関連して、通学路の危険箇所の確認はＰＴＡ連合会で行っていましたが、ＰＴＡも力が弱まりつつあり、なかなか危険箇所の抽出も困難になっているのではないかと思います。現地を確認し、場所を特定するための写真を撮影して送付するという作業はとても大変なので、各校でやってほしいというのは理解しますが、ＰＴＡ頼みだとこれから難しくなっていくと思います。 今後、ＰＴＡに頼らず市が主体となって危険箇所を集める仕組みなどは御検討されているのでしょうか。
事 務 局	通学路の危険箇所の抽出については、本計画における重点事業としては掲載しておりませんが、どのように行われているのか、今後どのような方向性を持っているのか、所管課に確認して回答したいと思います。
委 員	通番 30「交通安全教室の開催」と通番 31「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」について、交通安全や防犯活動については非常に重要であり、そのためこの計画では重点事業として取り上げられて

	きたのだと思います。令和7年度からの現行計画にはこれらの事業は重点事業として掲載されていませんが、今後どのような形で継続していくのか教えてください。
事務局	通番30と通番31につきましては、所管課には今後も事業の実施は継続して行うことを確認いたしました。現行計画においては、重点事業として掲載はしてありませんが、市としては継続して行う方向性を持っています。
委員	それを聞いて安心しました。昨年度も通番31について団体数が増加できるよう努めていただきたいという意見を申し上げましたが、継続して取り組んでいただければと思います。
副会長	ほかに御意見や御質問はありますか。 それでは、続きまして、基本目標Ⅲ施策(1)について事務局から資料の説明をお願いします。
事務局	引き続き、資料7-1-2を使用して御説明いたします。 個別の実施状況は、令和6年度重点事業評価シートのとおりです。 施策の方向性に係る実施状況について御説明します。 交流の場については、通番37「親子ひろば事業の充実」や通番38「乳幼児母性健康相談事業（保健センターミニ相談会含む）」において、妊婦や子育て中の保護者が身近なところで気軽に交流できるような機会や場を提供し、通番42「公民館保育室事業」では、各公民館で「幼い子のいる親のための教室」を実施して、親同士、子ども同士の新しい関係作りのきっかけを提供した。また、通番38では、オンラインでの相談や予約なしでの来所相談に対応したことで、気軽に相談できる環境を確保した。 各種相談事業では、通番37及び通番38において、継続的に支援が必要な家庭に対して、各関係機関等と連携しながら見守り支援を行い、必要に応じて地区担当保健師につなげた。通番44「障害児相談支援」及び通番45「児童発達支援センターの設置」では、複雑化・多様化する個別相談のニーズを把握し、必要なサービスが適切に提供されるよう関係機関と連携して、情報提供やサービスの調整等を行った。 保育サービスについては、個々の家庭の状況に応じた多様な保育ニーズに対応するため、通番39「病児・病後児保育事務事業」では、各連絡会において利用状況・施設での対応等についての情報交換を行った。通番41「支援ニーズに応じたサービス提供の充実」では、支援が必要な家庭をサービスにつなげるため、他の事業との連携等により事業周知を図った。 障害のある子どもへの支援については、通番40「障害児保育事業」では職員加配に対する補助を行い、障害のある児童一人ひとりの特性に応じた保育を実施した。通番43「障害児支援の提供体制の整備」では、障害児通所支援事業所連絡会において、関係機関と情報共有及び課題抽出を行い、相談支援体制の充実や事業所が抱える課題等について協議を行った。また、医療的ケア児支援関係者会議を

	開催し、地域の医療的ケア児における支援状況や課題の共有を行った。通番 45「児童発達支援センターの設置」では、地域の中核的な療育支援施設として、令和6年11月に児童発達支援センターを整備した。 子育ての相互援助として、通番 41 では、ファミリー・サポート・センター事業の会員の増加に向けて、親子ひろば等の地域の子育て支援活動団体が集まる国分寺子ども・子育て支援円卓会議などで事業の周知を図った。 医療費等の経済的支援については、通番 46「義務教育就学児医療費助成事業」において、必要な方が手当や助成を受けることができるように、制度案内を市報に掲載し、転入者向けに市民課でチラシを配付した。 施策の進捗状況としては、おおむね順調に進んでいます。 基本目標Ⅲ施策（1）については以上です。
副 会 長	事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。
委 員	通番 43「障害児支援の提供体制の整備」について、実は放課後等デイサービスは足りているように見えて足りておらず、毎年待機の方が出ています。国分寺市では新しい事業所を立ち上げるに当たって、東京都から認可を得られる条件の物件がなく、事業所不足が解消できていない状況が続いていると思います。 ちょうど今くらいの夏休みの時期から、来年度に向けて年長さんの体験が始まり、十数名程度の方が体験されますが、4月1日に全員入れるかと言うとそうではありません。国分寺市だけでなく近隣他市の方が利用されることもあります。現在足りていない状況にあるということを御認識いただければと思います。 次に、通番 44「障害児相談支援」について、量的評価が「c」になっています。放課後等デイサービスを利用するためには、受給者証が必要となります。その受給者証の取得のために、本来は、相談支援事業所の相談支援専門員が保護者と面談して、障害児支援利用計画を作る必要があると、こども家庭庁からも示されています。しかし、相談支援事業所や相談支援専門員の数が多いにも少なく、保護者の方がご自身で計画を作るセルフプランが増加しています。これは何が課題かと言いますと、相談支援事業所を介さずに計画を作成することになるので、相談支援専門員が市や放課後等デイサービス事業者との間に入って連携を取ることができなくなります。私は市の自立支援協議会の相談支援部会にも関わっていて、そこでもこのセルフプランの課題などは検討していますが、現状はかなり保護者の方がご自身で計画を立てられている状況です。
事 務 局	障害の分野では、障害児福祉計画を作成し、その中で相談支援や放課後等デイサービス、児童発達支援などについて3年ごとに目標を設定し、進捗管理を行っていますが、放課後等デイサービスで待機の方が多くいらっしゃるという状況もお聞きしています。子ども家庭部としても、課題として障害の分野と共有したいと思います。 また、相談支援については、子育て相談室に新たに国分寺市立児童発達支援センターつくしんぼを開設しました。相談支援についても、一時期新規の受入れを

	止めていましたが、今はまた再開できるように体制を整えましたので、子ども家庭部としても、障害の分野とも情報共有して取り組んでまいりたいと思います。
委 員	通番 39「病児・病後児保育事務事業」について、質的評価の評価理由等に、広域利用施設の都立小児総合医療センター病児病後児保育室についての記載があります。私どもの施設の法人本部は総合医療センターのすぐ近くにありますが、そこを利用している保護者の方であっても、この病児病後児保育室のことをよく御存知ではなく、浸透していないために登録も利用もしづらいという現状があるかと思います。せっかくいい施設なので、市民の皆さんが利用しやすいように、もっと広く周知するなど働きかけを行っていただければと思います。
事 務 局	こちらの病児・病後児の広域利用施設につきましては、市ホームページや各保育施設、各学童保育所を通じて対象となる方に周知を行ってまいりました。昨年度に関しては、母子手帳アプリも活用して周知を図ったところでございます。なかなか登録者及び利用者の実績は伸び悩んでいるところではありますが、この施設は国分寺市、府中市、国立市の三市で広域利用しており、利用実績では国分寺市の利用割合が4割弱となっておりますので、比較的市民の方にもご利用いただいているのではないかと思います。今後も周知に力を入れて、利用促進につながるような取組を引き続き考えてまいりたいと思います。
委 員	市で作っていただいた病児・病後児保育のとてもわかりやすいチラシがあって、見学の方が来られた際にはそれをお渡しして、ぜひ認可保育所に入れたらこれも登録しておくといいですよと御案内をしていますが、その際に一緒に渡せるような資料があればいいと思いました。おそらくほかの各施設でも周知をいただいていると思うので、そのような工夫も必要ではないかと思います。
事 務 局	貴重な御意見ありがとうございます。御意見を踏まえて、周知の仕方について工夫してまいりたいと思います。
委 員	通番 41「支援ニーズに応じたサービス提供の充実」のファミリー・サポート・センター事業について、この事業が4月から外部委託されたと思うのですが、その切替えのタイミングで、パンフレットの準備がないなど、少し混乱していたような印象がありました。現在は、新しく利用会員に登録された方が園児のお迎えを当事業の援助会員の方をお願いしているケースなども見かけますので、順調に進んでいるのかと思いますが、混乱がないように運営していただければと思います。
事 務 局	ファミリー・サポート・センター事業につきましては、これまで社会福祉協議会に委託しておりましたが、令和7年4月から地区拠点親子ひろば事業とともに、親子ひろば事業者に委託して実施しています。この切替えのタイミングでは、おっしゃるとおりチラシの用意などがすぐにできず、御不便、御負担をおかけしてしまった部分があるかと思います。現在は、安定した運営ができるように努めており、改善されていると考えています。 引き続き、必要とする方に多く御利用いただけるように周知に取り組むとともに

	に、利用者の方に御不便をおかけしないような運営に努めてまいりたいと思います。
委 員	通番 41「支援ニーズに応じたサービス提供の充実」のひとり親家庭ホームヘルプサービスについて、この事業の案内はどのように行っているのでしょうか。
事 務 局	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの周知につきましては、ひとり親家庭の方が受給する児童扶養手当と連携しております。児童扶養手当を受給されている方には毎年現況届提出のための案内を送付しておりますが、この送付の際に、この事業に限らずひとり親家庭の方が利用できる事業の案内を同封しております。そのため、毎年一回は必ずひとり親家庭の方に、利用いただける事業について周知を行っております。
委 員	前回の会議で通番 7「ひとり親家庭自立支援給付金事業」についても同様のことを申し上げましたが、ひとり親の方はお忙しく、自分から情報を取りに行くことが困難な状況にあるかと思います。今おっしゃっていただいたように、対象者の方に直接案内が送られているのであれば非常にわかりやすく、利用しやすい環境になるかと思いますので、安心いたしました。
事 務 局	ひとり親家庭の方に関しては、生活福祉課でひとり親家庭向けのしおりを作成し、お渡ししていることを補足したいと思います。 引き続き、各関係部署が連携して事業の周知に努めてまいりたいと思います。
会 長	続きまして、基本目標Ⅲ施策(2)について資料の説明をお願いします。
事 務 局	引き続き、資料 7-1-2 を使用して御説明いたします。 個別の実施状況は、令和 6 年度重点事業評価シートのとおりです。 施策の方向性に係る実施状況について御説明します。 通番 47「乳幼児母性健康相談事業（保健センターミニ相談会含む）」では、乳幼児や母親にとって身近な場所で専門職に相談できるように、ゆりかご・こくぶんじ面接や妊婦への状況確認の電話にて事業の紹介を行い、オンライン相談や予約なしでの来所相談にも対応した。通番 48「乳幼児健康診査（3～4 箇月児健康診査・1 歳 6 箇月児健康診査・3 歳児健康診査）」では、健診を通して疾病の早期発見や早期治療を図り、継続的な支援が必要な対象児と保護者には、発達相談を行って早期から療育につなげた。 通番 47 で行われる栄養相談では、成長・発達段階に応じた食に関する情報を提供し、親子ひろばを利用した保健センターミニ相談会では、市民に対し食に関する情報や学習機会を提供した。通番 49「各種栄養関連事業（離乳食講習会・両親学級・食育講座）」では、必要に応じて講座参加者を保健師や歯科衛生士への相談につなぎ、専門職と連携しながら食育の推進を行った。 通番 50「休日診療・休日準夜診療事業」では、必要な時に医療機関を受診することができるよう、日曜・祝日に受診のできる医療機関情報を市報、市ホームページ、国ホームページ（医療情報ネット）に掲載するほか、都立小児総合医療センターや、こどもの救急サイト、#7119 救急相談センターについても同ページ

	にて紹介することで、受診判断の目安や救急対応に関する情報を市民に向けて発信した。施策の進捗状況としては、おおむね順調に進んでいます。 基本目標Ⅲ施策(2)については以上です。
副 会 長	事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。
委 員	通番 48「乳幼児健康診査(3～4 箇月児健康診査・1 歳 6 箇月児健康診査・3 歳児健康診査)」について、受診率を見ると 5 %の方が未受診となっていますが、これは虐待等につながる可能性も大いにあるかと思いますので、受診率を上げていくためにどのような施策を考えていらっしゃるのか教えてください。また、連続で受診しなかった場合に追跡調査など、市から積極的に働きかけるような施策はあるのでしょうか。この二点について確認させていただきたいと思います。
事 務 局	第 1 回の会議でもお伝えしましたが、この事業に関しては基本的にはすべての方に受診をしていただきたいと考えています。現在の受診率は 95 %程度となっていますが、これを 100 %にできるよう働きかけを行っていきたいと思います。また、未受診の方については、地区担当の保健師が把握しており、フォローできるような体制づくりを行っています。例えば電話番号を把握している場合には、電話をして未受診の理由の確認や受診の勧奨などの対応もしています。
委 員	単に受診を忘れている人や面倒なだけの人であればそれでも十分かと思いますが、虐待している家庭はそんな連絡も関係ないと思うので、3 歳児健診までに一度も受診履歴がない場合などは、例えば児童相談所との連携なども考えていただければと思います。
事 務 局	令和 7 年 4 月から、児童福祉分野と母子保健分野が一体となった組織として国分寺市立こども家庭センターを開設し、こちらで児童虐待の対応として児童相談所との連携も行っています。また、虐待の未然防止として、未受診の方や支援が必要な方には積極的に働きかけを行っています。 いただいた御意見を踏まえて、未然防止の取組を進めるとともに、必要に応じた対応をしてまいりたいと思います。
委 員	通番 48 からは少し逸れるかもしれませんが、5 歳児健診について、こども家庭庁が令和 10 年までに全国の自治体での実施を目指していると聞きました。このお話は御存知かと思いますが、国分寺市ではどのように計画されているのかお伺いしたいと思います。
事 務 局	今お話しいただいたように、国は令和 10 年までに 5 歳児健診を全国展開していくことを目標としています。当市においては、現在検討を進めている状況です。引き続き、国の動向を注視しながら対応してまいりたいと思います。
委 員	先ほどの乳幼児健康診査について、5 %が未受診ということですが、私も 3 歳児健診については行っていません。すでに保育所に預けていているため、仕事を休んで連れて行かなければいけないのが非常に負担です。それで結果的に行っていないのですが、例えば保育所には園のお医者さんがいらっしゃると思うので、子どもだけを見るのではないことはわかっていますが、そこで見ていただけると

	受診率が上がるのではないかと思います。すべての方が平日の昼間に行けるわけではないので、そこを指定されてしまうと非常に苦しいというのはあるかと思っています。
事務局	おっしゃるとおり、現在、集団健診は平日午後に実施しています。これは国分寺市医師会の御協力のもと医師を配置して行っている都合上、医師の先生方の休診日などと調整しながら可能な体制で実施しているためです。 しかしながら、平日の健診は受診しづらいという御意見があることもしっかりと受け止めさせていただき、今後の健診に向けて参考にしてまいりたいと思います。
委員	健診についてのお話をいろいろ伺って気になったのですが、3～4箇月児健診について、未受診とはどの時点で判断しているのでしょうか。次の1歳6箇月児健診までに受診していないと未受診となるのでしょうか。教えていただければと思います。
事務局	この健診は母子保健法に基づき実施していますが、東京都では3～4箇月児健診のあとに6箇月児健診がありますので、未受診は6か月までに受診していない方となります。3～4箇月健診の未受診については、入院中や里帰り中、または継続的に医療機関を受診しているため受診の必要がないと考えている方が多いようです。1歳6箇月児や3歳児健診については、同様に定期的に医療機関を受診しているため不要とする方や、今御意見をいただいたように時間の調整がつかず、保育所に通っているため不要とおっしゃる方もいらっしゃいます。 例えば1歳6児であれば、受診期間が2歳になるまでとなっておりますので、その期間に未受診の方については追跡して、保育所等に通っていることが確認できれば、少なくとも外の機関とのつながりがあるということで、そこで様子を把握できますが、それも不明な方は家庭訪問などで状況を把握しています。 お忙しい方が多い中健診を受けていただくのはなかなか大変かと思いますが、市の保健師等との貴重な出会いの場でもありますので、受診しやすい環境づくりを工夫していきたいと思います。
副会長	5%が未受診と言っても、その中にはつながっているケースもあるということですね。この5%の中には様々な御事情の御家庭があるとは思いますが、最初の御意見で出た虐待など子どもの権利が脅かされるようなことはなるべく起こらないような対応を、ぜひ引き続き御検討いただければと思います。 ほかに御意見よろしいでしょうか。それでは、第5章の評価に進みます。 第5章もある程度の量がありますので、4つの区分に分けて説明をしてもらいます。資料7-1-2の見開き108ページ、109ページを見ていただきますと、第5章は4つの区分に分けられていることが確認できると思います。この区分ごとに説明を受け、委員の皆さんから質問や意見をいただき、評価を進めていきたいと思っています。1区分当たり説明時間を含めて平均10分程度にしたいと思っています。皆様そのような進め方でよろしいでしょうか。限られた時間でございますけれど

	も、有効な議論ができるよう皆さんの御協力をお願いいたします。 それでは、第5章の最初の区分である「1 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」について説明をお願いします。
事務局	資料7-1-2と国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画(令和2年3月策定)を使用して御説明いたします。こちらの計画は以降「計画書」と呼ばさせていただきます。 まずは計画書112ページを御確認ください。実績評価の前に、この第5章について簡単に御説明したいと思います。 「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画」は、複数の法律等に基づいて策定する複数の計画を、一体的にまとめ、子ども、若者、子育て支援施策の総合的な計画としています。その中で、この第5章は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として定められた事業等を掲載しています。具体的には、保育所や幼稚園などの教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みと確保方を掲載しています。 第5章でよく使われる「量の見込み」とは利用者からの需要やニーズを、「確保方策」はその需要に対して市が確保できている、または確保しようとしている量を数値で表したものです。 先ほど、副会長から御説明がありましたように、第5章については、資料7-1-2の108ページ、109ページにあります4つの区分に分けて御説明します。 まずは1つ目の「幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」について、御説明いたします。 資料7-1-2の112ページを御覧ください。幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等については、記載のとおり、各施設に対してどれだけの需要があり、各需要に対して令和6年度の市の実績としてどれくらい確保できたのか、また新たにどれだけ確保したのかを記載しています。表の上から3行目の児童数から表の下から4行目、3号認定保育利用率(D)までは、令和6年4月1日現在の状況です。 1号認定、2号認定、3号認定等、認定区分のことについては、計画書160ページの用語解説に説明の記載がございます。簡単に申し上げますと、1号認定とは、3歳児から5歳児の、主に幼稚園に通う子どもを指します。2号認定とは3歳から5歳で保育を必要とする場合、3号認定とは0歳から2歳で保育を必要とする場合です。 それでは、順番に御説明いたします。資料7-1-2の112ページは、左側が計画の表、右側が実績の表となっており、令和6年度の計画と実績を比較しています。計画の表には、計画書と同じ数値が記載されています。計画の数値については、令和6年度は、令和4年度に計画変更を行っておりますので、計画書118ページではなく、計画書の最後に挟まっている冊子「中間見直しに伴う変更について」12ページで御確認いただけます。

	実績について御説明します。 まず、表の上から3行目、児童数について、実績から計画を差し引いた差は、0歳がマイナス45人、1歳がプラス4人、2歳がマイナス40人です。それに対して、表の上から4行目、量の見込み（A）について、3号認定では、0歳がマイナス42人、1歳がプラス110人、2歳がプラス23人でした。3歳以上の2号認定はマイナス44人、1号認定はマイナス245人です。 児童数は全体的に計画より少なかったのですが、特に1歳の量の見込みが計画を大きく上回りました。 表の下から6行目、確保方策（B）については、おおむね計画どおりの量を確保できましたが、需要の増加により、表の下から5行目、過不足（C）では、特に1歳で不足が生じています。 続いて、量の見込みと確保方策を比較して、不足している部分をどれだけ確保しようとするのかを表したのが、表の下から3行目以下の「当該年度までに新たに確保する量」です。令和6年度に定員拡充等を行わなかったため、表の下から2行目、特定保育施設（E）は計画・実績ともに0となっています。 なお、実際の待機児童数と過不足数については、時点がずれることやその他にも要件があるため、必ずしも一致しない状況が起きますが、実態として、計画として想定していた以上に見込み量が増えたことにより、1歳児の保育定員が不足したという結果になっています。 以上、1つ目の区分の説明とさせていただきます。
副 会 長	事務局の説明が終わりました。なかなか聞きなれない言葉も多く、理解を深めながらということになるかと思います。質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。 私から一点、今実績を御説明いただいたのですが、この実績を市としてはどう受け止めているのか、お聞かせいただければと思います。
事 務 局	令和6年度の実績としては1歳に不足が出ている状況です。この不足は、入所申込をされた方から確保している量を引いた数で、この後に認可保育所以外の施設に入られた方なども含んでいます。実際の待機児童はその方々を引いて計算しますので、令和6年4月1日時点で24名でした。 令和7年度は定期利用保育やベビーシッター利用支援事業等の活用、また、先ほど諮問いたしました認証保育所の認可など、様々な工夫をしながら待機児童対策を進めている状況です。
委 員	子どもの数が減少している中でも、国分寺市は子育てしやすく、保育園に入りやすい環境があるため、若い夫婦が転入してくる傾向が続いているのではないかと、現場の肌感覚として感じています。国分寺市は保育施策を頑張ってくれていると思いますが、「保育園に入りやすいから国分寺市に住もう」という人が増え続け、イタチごっこのようにいつまでたっても終わらないなと感じています。 そのような状況で、24名の待機児童がいることは本来望ましくありませんが、

	ここまで減らせたことは評価できると思います。今後は、先ほどおっしゃっていただいたベビーシッター制度の活用などで対策を進めていくしかないのではないかと考えています。市内の認可保育園は、できる限り協力する姿勢を持っているのは間違いないと思いますので、このような施策をさらに推進していただければと思います。
副 会 長	それでは、第5章の2番目の区分である「2 地域子ども子育て支援事業」について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	それでは2つ目の区分「地域子ども・子育て支援事業」について説明します。 まず、第5章にある各事業は、第4章でも重点事業として掲げているものもありますが、これは第4章と第5章で策定の根拠となる法律等が異なるためです。第5章に記載をしている施設数や事業数、また延べ利用人数などの数字の単位については、国からの指針に基づいて作成しています。第4章・第5章の両方に掲載している事業であったとしても、第4章の重点事業における目標値等とは異なる場合があることをお伝えさせていただきます。 それでは、各事業の実績の傾向等について触れながら、実績について御説明したいと思います。全14事業について続けて説明させていただき、その後質疑等の時間を設けさせていただきます。 そもそも各事業がどのようなものか、事業名だけではわかりづらいものもあります。事業概要を確認されたい方は、各事業の概要は事業ごとに申し上げます、計画書の該当ページに記載の概要欄を御確認ください。 私からは補足の部分や、量の見込み、確保方策の実績値について中心に説明をさせていただきますと考えております。 資料7-1-2の113ページを御覧ください。 (1) 利用者支援事業についてです。計画書では120ページです。 利用者支援事業については、基本型、特定型、こども家庭センター型の3つの類型に分かれています。こども家庭センター型は、計画書では母子保健型となっていますが、令和6年4月からこども家庭センター型に移行しています。 基本型には2つの事業があり、そのうちの1つが利用者支援事業（子育て応援パートナー）です。第4章の重点事業通番1で、計画書では57ページに掲載しています。基本型の2つ目の事業は、子育て世代包括支援センター事業です。こちらは重点事業通番4で計画書では58ページに記載しています。基本型は、どちらも子育て相談室が所管しています。 続いて、特定型は保育コンシェルジュ事業です。こちらは第4章では重点事業通番5、計画書では59ページに記載しています。この事業は保育幼稚園課が所管しています。 そして、こども家庭センター型は、出産・子育て応援（ゆりかご・こくぶんじ事業）です。こちらは重点事業通番2、計画書では57ページに掲載しており、子育て相談室が所管しています。

	いずれも、第4章においては基本目標Ⅰ施策(1)に掲げられている重点事業です。 資料7-1-2の113ページの表において、計画では、基本型4か所、特定型1か所となっています。基本型の内訳としては、子育て世代包括支援センター事業が1か所、残りが利用者支援事業(子育て応援パートナー)です。差引(B)-(A)の令和6年度の確保方策の不足分は、この利用者支援事業(子育て応援パートナー)分です。計画上では整備が予定されていましたが、整備されなかったため実績ではマイナス1となっています。 次に、(2)時間外保育事業です。計画書では122ページです。 この事業は、認可保育所における、いわゆる延長保育で、在園児を対象としています。量の見込みについては、国の指針に基づいて、定期利用人数を実績値としており、確保方策は4月1日時点の認可保育所の定員数です。 (3)放課後児童健全育成事業(学童保育所)です。計画の数値については、令和6年度は、令和4年度に計画変更を行っておりますので、計画書122ページではなく、計画書の最後に挟まっている冊子「中間見直しに伴う変更について」19ページで御確認いただけます。 こちらは、第4章で重点事業通番15に学童保育所整備事業として計画書の67ページ掲載しています。 まず量の見込み(A)について、低学年児童については、実績値が計画値の見込みを上回っており、本市が想定した以上に利用ニーズが高まっていることがわかります。 また、高学年児童について、計画値は障害のある高学年児童を含めた高学年児童の全体的見込み数となっているのに対して、高学年児童の受入れは試行実施のため、実績値は障害のある高学年児童の受入れ人数の記載となっております。そのため、量の見込み全体では計画値を下回っております。 確保方策(B)及び当該年度までに新たに確保する量(D)につきましては、計画していた民設民営学童保育所の整備ができなかったため、計画よりも少ない数値となっています。 なお、公立学童保育所の整備につきましては計画どおり進んでおり、第三小学校、第十小学校で令和7年4月に開所しています。 資料7-1-2の114ページを御覧ください。 (4)放課後子どもプラン(放課後子ども教室)です。計画書では125ページです。 この事業は、第4章では重点事業通番27の放課後子どもプランとして、計画書78ページに掲載をしています。この事業は、基本的に利用を希望されるお子さんすべてが利用できる事業であることから、実績値については、量の見込みと確保方策が同数となっています。基本的に、利用希望者が全員利用できている場合は、このような表現となります。
--	--

	(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）です。計画書では126 ページです。 この事業は第4章、重点事業通番 41 支援ニーズに応じたサービスの提供の充実の事業内容として、4つ記載がある事業の中の1つです。計画書では、89 ページに掲載しています。 量の見込みの実績値は、延べ利用人数です。確保方策は、もともと計画値に児童を受け入れることのできる施設の年間利用可能日数を掲載しているため、実績値についても年間利用可能日数を記載しています。 (6) 乳児家庭全戸訪問事業です。計画書では127 ページです。 この事業は生後120日までの乳児のいる全ての家庭に訪問する事業のため、量の見込みと確保方策は同数となり、差引はゼロです。 (7) 養育支援訪問事業です。計画書では128 ページです。 この事業も子育て短期支援事業（ショートステイ事業）同様に、第4章では重点事業通番 41 の4つの事業の1つとして掲載をしている事業です。計画書では、89 ページに掲載しています。 この事業については、必要なときに利用、実施する事業であるため、量の見込みと確保方策は同数となり、実績値の差引はゼロです。 (8) 地域子育て支援拠点事業です。計画書では129 ページです。 こちらは第4章では重点事業通番 37 に親子ひろば事業の充実として、計画書では87 ページに掲載している事業です。こちら「量の見込み」及び「確保方策」は同数ですが、実施箇所数については、計画数よりも1か所少なくなっています。 資料7-1-2の115 ページを御覧ください。 (9) 一時預かり事業です。計画書では130 ページです。 こちら幼稚園型と幼稚園型以外に分かれています。幼稚園型の一時預かり事業については、量の見込みと確保方策の実績値が計画値を大幅に上回っております。これは、令和元年度から新たに幼稚園型の一時預かり事業を開始した施設の実績が、計画値を大幅に上回ったためです。当時計画を策定したときには、そのような数値の見込みが立てられていなかったことから、計画と実績に大きな乖離が出ています。 一方、幼稚園型以外の一時預かり事業の量の見込みと確保方策については、実績値が計画値を下回っています。幼稚園型以外の一時預かり事業とは、認可保育所などで実施している一時預かりで、在園児以外の方が利用する事業です。 (10) 病児保育事業（病児・病後保育事業）です。計画書では132 ページです。 第4章では重点事業通番 39 に病児・病後児保育事務事業として88 ページに掲載している事業です。こちらも量の見込みの実績値が計画値を大幅に下回る結果となっています。なお、確保方策の数値については、各施設の利用可能人数のため、計画値と同値になります。
--	---

	(11) ファミリー・サポート・センター事業です。計画書では 133 ページです。こちら第 4 章の重点事業通番 41 の 4 つあった事業のうちの 1 つで、89 ページに掲載があります。 この事業は、量の見込み及び確保方策が計画値を下回る実績となりました。この事業は、必要な方が利用できる事業のため、量の見込みと確保方策が同数となり、差引はゼロになっています。 (12) 妊婦健康診査事業です。計画書では 134 ページです。 この事業は、受診対象者が全員受診する事業のため、量の見込みと確保方策は同数となり、差引がゼロとなっています 続きまして、資料 7-1-2 の 116 ページを御覧ください。 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業です。計画書では 136 ページです。 量の見込みと確保方策の実績については資料に記載のとおりですが、この事業は第 4 章に重点事業通番 13 の基幹型保育所システム事業として掲載しています。計画書では、65 ページに掲載しています。 最後に (14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（副食費）です。 実績については、副食費の補助を行い 432 人となっています。 2 つ目の区分「地域子ども・子育て支援事業」の説明は以上です。
副 会 長	事務局の説明が終わりました。対象とする子どもの年代も様々で、非常に多岐にわたる事業の御説明でした。質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。
委 員	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業について、令和 6 年度は新規参入园がなかったため実施なしと記載がありますが、現在市は保育所自体を新規に開所する募集をしていない状況だと思いますので、新規設置された保育施設に対しての事業実施がなかったのは当然ではないでしょうか。そもそも新規の開所を行っていないので、ないのは当たり前で、それに対してこの事業をどのように実施されているのか、補足いただければと思います。
事 務 局	この事業は子ども・子育て支援法に定められた地域子ども・子育て支援事業の一つですが、当市においてはすでに基幹型保育所システム事業を平成 26 年度に立ち上げ、公立保育園 3 園を基幹園として、市内の保育施設の保育の維持・向上につながる様々な取組を展開してきております。 すでに地域に根差した独自の事業を実施していることから、この事業を活用する必要性が当市においてはあまりないというのが現状です。また、新たに整備された新規の保育園についても、この基幹型保育所システム事業において様々なサポートを行っているため、このような実績の記載となっています。
委 員	今後、認証保育所の認可保育所への移行などを予定しているとのことですが、そのようなところはこの事業には当てはまらないという理解でよろしいのでしょうか。新規参入する園に限定するのではなく、考え方を変えてもいいのではないかと思います。

委 員	(6) 乳児家庭全戸訪問事業について、計画書の事業概要を読むと生後 120 日までの乳児がいる全ての家庭を訪問すると記載があります。生後 120 日までという制限は何か基準があるのでしょうか。 また、先ほど第 4 章の評価で通番 48「乳幼児健康診査（3～4 箇月児健康診査・1 歳 6 箇月児健康診査・3 歳児健康診査）」について、各家庭に様々な御事情はありますが、3～4 箇月児健診の未受診者が 5%いたということで、もし全家庭の訪問ができるのであれば、この 5%の家庭についても訪問できるのではないのでしょうか。ここを洗い出すことがこの 5%の未受診の問題につながるので、注力的にこの事業でやっていく必要があると思いました。
事 務 局	この事業は児童福祉法に基づく事業であり、法律で生後 120 日までの乳児がいる家庭を訪問することが定められています。実際に訪問するのは生後 2 か月目くらいが多いのですが、里帰り出産などで 120 日ぎりぎりの方もいらっしゃいます。御意見いただいたとおり、3～4 箇月児健診の期間に入っているのに未受診である方を訪問でカバーするということも実際に現場では行っています。
副 会 長	それでは、第 5 章の 3 番目の区分である「3 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項」について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	資料 7-1-2 の 116 ページを御覧ください。計画書では 137 ページです。 第 5 章はここまで数値がメインでしたが、ここからは主に文章で計画を定め、実績を記載しています。 まず、「(1) 認定こども園の普及に係る考え方」についてです。なお、認定こども園については計画書 163 ページの用語解説に記載がございます。既存の幼稚園から認定こども園化の意向が見られないため、実績として市内の設置には至っていません。また、本市の保育所に係る待機児童の解消に向けた方針として保育所の整備を進めてきたこともあり、保育所における認定こども園の設置については現状予定していません。今後動きが出てくる可能性もありますが、令和 6 年度はこのような実績となっています。 次に「(2) 教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」です。これは、子どもたちが幼稚園や保育園から小学校へ就学するに当たって、円滑に就学するためにどのような取組をしたか、という内容です。この事業では、就学前の児童、保育施設職員が地域の小学校の児童、教員とかかわりを持ち、小学への不安を解消しながら期待や安心感を高めるため基幹型保育所システムの一環として「学校訪問」「校庭への散歩」を実施しました。また、小学校と保育園が児童・園児の教育に関しての理解を深め、小学校と保育園が指導に関わる課題等について、情報交換及び協議を行い、小学校保育園間の連携・協力を図るために保小合同研修会を実施しました。 続きまして、「(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」です。これは保育料等の無償化手続に関わる内容です。この事業では、施設等利用給付教育時間部分について公正かつ適正な支給を確保しました。また、保護者の利便

	性を勘案しつつ、法定代理受領又は償還払いの給付方法、請求時期等についての周知、施設及び保護者からの問い合わせについても対応を行いました。 3つ目の区分「教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項」の説明は以上です。
副 会 長	事務局から説明が終わりました。質問・意見等がありましたら挙手をお願いします。 私から一点よろしいでしょうか。(1) 認定こども園の普及に係る考え方について、保護者の方の認定こども園へのニーズなど、市でつかまれている情報があれば教えてください。
事 務 局	保育園の認定こども園化に関しては、市としてはほぼニーズがないと認識しています。保護者の方の多くは認可保育所を希望されており、認定こども園への要望は市に寄せられていません。一方、幼稚園の認定こども園化については、実現すれば0歳児から2歳児の受け入れが可能になりますが、現在のところ幼稚園側からそのような要望はありません。市としては、実績に記載のとおり、現状の体制を維持する方針です。
委 員	(2) 教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について、保小合同研修会を実施したと実績に記載がありますが、年に何回実施されているのでしょうか。また、保育園と小学校でどのような連携があるのかお聞きしたいと思います。
事 務 局	幼保小の連携については、令和6年度に初めて、保育幼稚園課と教育委員会の共催により、この保小合同研修会を実施しました。この研修会は年に1回、毎年行う予定です。今年度はその研修会に加えて、実際に小学校の先生が保育現場の見学に行ったり、保育士が小学校に行って子どもたちの様子を見たり、それぞれのカリキュラムや現場を見ることで、研修会で学んだことについてさらに理解を深められる取組を行っています。また、それを各現場に持ち帰っていただき、連携を意識した取組を展開していただきたいと考えています。今年度に関しては、保育園だけでなく幼稚園にもお声がけして参加を呼び掛けています。
委 員	幼保小の連携も大事ですが、実は小学校から中学校に上がる際の連携も非常に重要であると思っています。今後は小学校から中学校に上がる際の連携もこのようにしていただけると、子どもたちが成長の過程でギャップなく過ごせるのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいです。
委 員	意見というよりは経験のお話になりますが、自分には小学4年生と小学1年生の子どもがいます。4年生の子が保育園の時は、小学校との連携では1回くらいしか学校訪問がなかったかと思いますが、1年生の子の時は3回くらい行けたと思います。子どもから、校庭にあった遊具の話や、小学生との触れ合いの機会があったことを聞いて、この3年間でこの事業はすごく充実してきたと感じているので、今後も引き続き取り組んでいただければと思います。
副 会 長	幼稚園や保育園と小学校の接続について、情報共有に使われる様式などはあるのでしょうか。

事 務 局	現状は統一された様式はなく、共通のカリキュラムを作っていくために、昨年度から教育委員会と連携して動き出しているような段階です。この取組をさらに加速させて、幼稚園や保育園と小学校の連携のための仕組みづくりを進めていきたいと考えています。
副 会 長	小学校の先生はどんな情報がほしいのか、幼稚園や保育園の方は何を知っておいてほしいのか、データ連携などがうまくできるとそれが子どもにも返ってきて支援につながっていくかと思いますので、ぜひその辺り検討していただければと思います。
委 員	今お話に出た保育園と小学校の情報共有における重要な書類として、これまで保育園でどのような育ちをしてきたのか、それに伴ってどのような配慮があったほうがいいのかを共有するための保育要録というものがあります。この書類は全園児について、進学先の小学校に提出することが義務付けられています。 この書類は書き方も定められていて、例えば、この子は落ち着きのない子、とは書いてはいけません。いろんなことに興味があって気持ちが分散してしまうことがある、という書き方を求められます。しかしそれでは伝わりづらく、結局その書類を持って小学校へ直接説明に行くことになります。この辺りをもう少しうまく伝えられるような運用にしていいただければと思います。 また、この書類は書面で出す必要がありますが、パスワードなどで保護して電子データで提出できるようになればいいなと思います。小学校の先生も保育士も忙しいので、その辺りが効率的にうまく連携できればと思います。
委 員	同じく（２）教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について、計画書137ページには「特に卒園を迎える年度の子どもへは、同じ就学予定先の子ども同士の交流や就学への期待を高めることができる事業を実施していきます」と記載があります。小学校から中学校に上がる際の子どもの交流については、社会性などが身についてきた時期だと思うので効果的だと思いますが、就学前の子どもの交流の必要性があまりイメージできません。同じくその幼稚園、保育園から小学校に上がる保護者同士の交流のほうが求められるように思うのですが、どのような事業を実施していくイメージなのかお伺いしたいと思います。
事 務 局	学校訪問や校庭への散歩は以前から行っていますが、この取組の主な目的は、保育園の5歳児クラスの子どもたちが、翌春の小学校就学に向けて準備をする機会を提供することです。取組の中には1年生との交流もありますが、小学校がどんなところなのか、一つ年上の1年生たちは小学校でどんなことをしているのかを見て、体験することで、小学校就学へのイメージを感じながら、就学に向けて準備をしていってもらうという意図で、継続的に事業を実施しています。
委 員	先ほど保育要録のお話が出ましたが、障害のあるお子さんや特別な配慮が必要なお子さんについては、年長さんから小学校に上がる際に就学相談を受けることができます。この相談に当たっては就学支援シートを書くことが多いです。もし御存知でなければ市のホームページにも様式が掲載されていますので一度見て

	いただければと思いますが、保護者の方と、幼稚園や保育園、療育機関等の方がそれぞれ入学前に学校へ伝えたいことを記入するシートとなっています。全国的にもこの就学支援シートを使うところが増えていますが、先生方同士ではなく、保護者から学校へお伝えするツールも作られておりますので、ぜひ関心を持っていただければと思います。
副 会 長	続きまして、第5章の4番目の区分である「4 その他の取組」について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	資料7-1-2の117ページを御覧ください。計画書では138ページです。 この「4. その他の取組」は、子ども子育て支援事業計画においては、いわゆる任意記載事項と言われる内容に当たります。自治体によって記載するかどうかが委ねられた項目ですが、本市においてはこの部分も計画に明記して、毎年実績報告をしております。 まず、「(1) 教育・保育の質の維持・向上等に係る取組の推進」について御説明します。こちらは保育所や幼稚園の質の向上のため、どのような取組を推進したかという内容です。この事業では、基幹型保育所システム事業を通じて、提供する保育の質の維持向上を図るため、市内保育施設職員を対象とした6回の研修、2分野のキャリアアップ研修、エリアごとの連絡会(保育士・栄養士・看護職)を実施しました。重大事故防止及び不適切な保育の未然防止のサポート巡回及び発達が気になる子、配慮が必要な子に対する保育士の対応力向上のための巡回相談を市内保育施設に実施しました。 次に、「(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保の推進」についてです。この事業では、保護者の産休・育休明けの希望に応じて、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、施設サービスの情報提供を行いました。また、市が申込窓口となる保育施設・地域型保育事業については、空き状況を把握し、見学の際のポイントなどの情報提供を実施しました。 続きまして、「(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携」です。こちらは市だけでなく東京都と連携して行っている支援事業の御説明です。「児童虐待防止対策の充実」については、東京都小平児童相談所と協力して、国分寺駅北口駅前広場にて、児童虐待防止に関する啓発グッズの配布等の街頭キャンペーンを実施し、児童虐待防止に向け、その取組への理解が深まるよう周知を図りました。 「母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進」については、国や東京都において、ひとり親家庭の自立支援の促進に向けて、要綱改正等制度の充実が引き続き図られました。本市においても自立支援教育訓練給付金事業・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業において、児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃し、自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けていることを新たに要件に追加しました。また教育訓練給付金においては、所得要件の緩和とあわ

	せて助成割合を引き上げました。さらに、高等職業訓練促進給付金等事業においても対象者の児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和しました。各事業において国・都の要綱改正に合わせて、市の規則改正を行いました。 東京都の障害児施策と連携を取りつつ、障害児を支援する事業所の開設を事業者呼び掛けた結果、児童発達支援事業所が2箇所、放課後等デイサービス事業所が1箇所開設されるなど障害児支援体制の整備が着実に進んでいます。また、障害者地域自立支援協議会の相談支援部会に設置している障害児通所支援事業所連絡会において、各事業所が抱える課題を共有し協議を行うとともに、子ども家庭支援センター、障害者基幹相談支援センター及び障害福祉課間で要保護・要支援家庭への支援における連携に関する課題や今後の連携の在り方等について意見交換を行うなど、障害児相談支援体制の充実・強化に向けて、関係機関で連携を図りました。また、国分寺市医療的ケア児支援関係者会議を通じて、東京都（多摩立川保健所）の主催する医療的ケア児や重症心身障害児とその家族のためのピアカウンセリング事業の後援として関わりと共に、ピアサポート団体の主催する全国規模の連絡会に出席し、東京都（多摩立川保健所）と共に取り組みについて発表するなど連携を図りました。そのほか、障害児等特別な支援を必要とする子どもが、希望する教育・保育を円滑に受けることができるように、市内保育施設職員を対象にこどもの発達センターつくしんぼの通園事業見学会を2回実施しました。 「（４）労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境整備施策との連携」では、女性の再就職支援講座として、経済課及びしごとセンター多摩との共催で9月と12月に講座と個別相談会を実施し、マザーズハローワークとの共催で、ミニキャリア相談を6月・10月・2月に実施するなど、東京都、地域企業、労働者団体、地域活動団体等と連携しながら、仕事と生活の調査の実現のための働き方の見直し、仕事と子育ての両立のための基盤整備に取り組みました。 「（５）要保護児童対策地域協議会実施による関係機関連携の強化」では、国分寺市要保護児童対策地域協議会設置要綱に基づき、代表者会議及び実務者会議を各1回ずつ開催しました。実務者会議に位置づけた進行管理部会を年5回開催し、要保護児童の現状や対応状況について情報共有しました。また、子ども家庭支援センターが主催する個別ケース検討会議を合計33回開催しました。そのほか、構成機関が主催するケース会議への参加や、市内保育施設及び小中学校の年1回以上の巡回相談や連絡会等により連携強化に努めました。 「（６）保育士等の確保・定着」では、保育士等の確保及び定着につながる取組として、市内認可保育所の全施設に対し、保育士等の処遇改善を図る処遇改善等加算の補助を行うとともに、市内で保育施設を運営する法人が、雇用する保育士等向けに宿舍を借り上げた場合に、その経費の一部を補助する宿舍借上支援事業を行いました。令和6年度の実績は、38園、185戸です。加えて、保育所等の入所選考に係る「保育の実施基準指数表」の「調整指数表」において、保護者が
--	--

	「保育士・幼稚園教諭の免許を有するものであって、市内の認可保育所、地域型保育事業、認証保育所若しくは認可外保育施設（内閣府又は都知事に届け出ている施設に限る。）において保育に従事している、又は従事することが決まっているものが入所（転所を除く。）の申込みをする場合」に該当した場合、6点の加点を行い、「保育士・幼稚園教諭の免許を有するものであって、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所若しくは認可外保育施設（内閣府又は都道府県知事に届け出ている施設に限る。）において保育に従事している、又は従事することが決まっている者が入所（転所を除く。）の申込みをする場合」に該当した場合、4点の加点を行いました。これらの措置により、保育士等の確保と定着を促進しました。 4つ目の区分「その他の取組」の説明は以上です。
副 会 長	事務局から説明が終わりました。質問・意見等がありましたら挙手をお願いします。
委 員	「(6) 保育士等の確保・定着」について、私も子どもを保育園に預けていた経験がありますが、保育士の方々の処遇改善はぜひ考えていただきたいと思います。国分寺市がどのような形で補助金を出しているのかは不明ですが、重要なのはその補助金が確実に全ての保育士に行き届いているかどうかです。市がどの程度補助金の使途に関与できるのかわかりませんが、保育士の処遇改善につながるよう、補助金が適切に使われているのか何らかの形で監督や指導があればいいと思います。
事 務 局	保育士の人材確保については、国や東京都も力を入れて取り組んでいる課題です。公定価格の中で様々な処遇改善のための加算が設けられており、東京都もキャリアアップ補助金事業を通じて保育士の処遇改善に取り組んでいます。市は施設に対して給付費や補助金を交付する立場にあるため、その使途については実績報告等を通じて一定の確認ができます。また、国も今年度から具体的に経営情報の見える化に取り組み始めています。市としては、国や東京都の動向も注視しながら、現場の保育士一人ひとりに適切に給与の反映がされているのか、できる限り実態を把握し、適切な対応を取っていきたいと考えています。
委 員	保育園の運営側の立場から申し上げますと、今まさにその実績報告を求められている時期です。例えば、東京都の補助金は第三者評価において、保護者や職員からアンケートを取るなどの作業をしなければ、本来1,000万円もらえる補助金が500万円になるなど、かなり厳しい制限の中で、真面目な施設は残業代も出ない中やっています。実績報告も厳しく見られているので、国分寺市は間違いないと思っています。 そのような意見を申し上げた上で、園の立場からいくつか要望があります。 まず、保育士の確保・定着に関して、市内の保育園に勤務する保育士の子どもの入所選考に加点してくださっていますが、多摩地域内で勤務地と居住地が異なる場合、自治体間で対応に差があります。例えば、国分寺市で働く保育士が近隣

	他市に住んでいる場合、その自治体の入所選考で加点されないケースがあります。多摩地域全体で保育士確保のための共通ルールを検討していただけないでしょうか。 次に、宿舍借上制度について、補助率を下げるという話もあった中で国分寺市が補助率を維持してくださっていることは非常にありがたいと思っています。ただ、私どもの園は国分寺市と小平市の境にありますので、小平市に住みたいという職員がいても、現在の制度では国分寺市内に住民票がないと対象外となります。保育園から一定距離内であれば対象とするなど、より柔軟な運用を検討していただけないでしょうか。
事務局	前段の御意見につきましては、近隣市との間では相互に市民が市外の保育施設を利用したり、市外の方が市内の保育施設を利用したりするケースがありますので、各市の立場や考え方を踏まえつつ、必要な情報交換を行いながら、保育士の確保・定着に効果的な取組について検討していきたいと考えています。 宿舍借上支援事業については、全国的な待機児童解消の傾向や少子化を背景に、国が補助基準を厳しくしている状況です。東京都が補完的な補助を行っていますが、国分寺市としても現在の補助水準を維持し、保育士の確保・定着のための支援を継続していく方針です。市内在住という要件については以前から御要望をいただいている点でもありますので、改めて今後の対応については検討したいと思います。
副会長	委員の皆様、他に御質問や御意見はよろしいでしょうか。 それでは、本日の議事は全て終了しました。事務局より「2 その他」についてお願いします。
事務局	本日は長時間にわたりありがとうございました。 次回の会議についてお知らせします。次回は9月16日（火）午後6時30分から、市役所2階201会議室で行います。前回・今回とは場所が異なりますので御注意ください。開催場所の詳細につきましては、また会議一週間前に資料発送とともに御案内いたします。 議題については、第4章基本目標Ⅰ・Ⅱの評価内容の決定と基本目標Ⅳの評価を予定しております。第4章基本目標Ⅰ・Ⅱについては前回と今回で出た質問で、会議内で回答しきれなかったものに対する回答を、来週前半を目途にメールにてお送りします。その内容でさらに質問等ありましたら、8月中を期限としてメールにて回答いただけますと幸いです。詳細はお送りしますメールにて御確認ください。次回の会議では第4章基本目標Ⅰ・Ⅱについて皆様の意見をまとめたものを、資料7-1-2の13ページにありますような、「国分寺市子ども・子育て会議の評価」としてお示ししますので、その内容で良いか議論いただくことになります。会議の時間が限られていることから、基本目標Ⅲ・Ⅳと第5章で出た質問で、会議内で回答しきれなかったものについても同様に、基本的にはメールにて回答いたします。

	さらに、国分寺市子ども・子育て会議設置の根拠である、国分寺市子ども・子育て会議設置条例の改正を予定していることから、次回の会議では計画の評価に加え、条例改正予定の報告も行います。 次回の会議についても、2時間程度を想定しております。お忙しいところお手数ですが、御出席の程、よろしくお願いします。以上です。
副 会 長	それでは以上をもちまして本会議を閉会としたいと思います。最後に会長から御挨拶をいただいてよろしいでしょうか。
会 長	委員の皆様から様々な御意見をいただき、充実した会議になったと思います。前回と今回で回答が保留となったものについては後日メールで回答があるとのことなので、それについても御意見や御質問がある場合はぜひ活発に事務局にお送りいただければと思います。 暑い日が続きますが、次回もどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、以上を持ちまして、本会議を閉会といたします。本日はありがとうございました。

— 了 —